「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」の概要 (Agreement on the Application of **S**anitary and **P**hyto**s**anitary Measures)

SPS協定とは、人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫(SPS)措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール(WTO協定の附属書の一部)。

加盟国の権利及び義務

く権 利>_(第2条1項)

加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために、 SPS協定に反しない範囲で必要なSPS措置をとる権利が認められている。

(例

食品安全:

消費者の健康を保護するための措置

(食品添加物や残留農薬の基準設定、検査証明書の添付、輸入時の サンプリング検査等)

•動物衛生

家畜等に有害な疾病(口蹄疫等)の国内への侵入を防ぐための措置 (発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、加熱処理等)

▪植物防疫

植物に有害な病害虫(ミバエ等)の国内への侵入を防ぐための措置 (発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、燻蒸処理等)

<義 務>

加盟国は、SPS措置をとる場合は、以下のルールに則る必要がある。

- ① 保護に<u>必要な限度において</u>、<u>科学的な原則に基づい</u> た措置をとること (第2条2項, 第5条1~7項)
- ② 関連の国際機関によって作成された<u>国際的な基準</u> <u>や指針、勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとる</u>こと(第3条1項)
- ③ 同様の条件下にある<u>加盟国間及び国内外で不当な</u> 差別をしないこと (第2条3項)
- ④ 国際貿易に対する<u>偽装した制限となるような態様で</u> 措置を適用しないこと (第2条3項) ほか

すなわち・・・

- ●食品、動植物の輸出入に関する2国間、 多国間で合意される輸入条件は、
- ① 国際基準に整合すること

又は

② 科学的根拠に基づいたリスク評価を 実施した上で、適切な保護の水準を 決定していること

が求められる。



国際基準策定機関

- ·食品安全:食品規格委員会 (Codex)
- ·動物衛生:国際獣疫事務局(OIE)
- ·植物防疫:国際植物防疫条約事務局(IPPC)

● 採用しているSPS措置が本協定に違反している場合、WTO紛争処理機関に提訴された際に、当該措置が正当化されない。